

## 短期大学機関別認証評価委員会（第5回）議事録

- 1 日 時 平成16年10月1日（金）15：00～17：00
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113-1114 会議室
- 3 出席者  
（委員） 大塚，大野，上條，佐藤，澤井，清水，関根，館，鶴見，野口，丸山，  
森脇の各委員  
（事務局） 荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，米澤助教授  
馬場評価事業部長，河本企画調整室長 外
- 4 議 事  
（1）評価の実施方法等について  
（2）その他

（：委員，：事務局）

委員長 第5回短期大学機関別認証評価委員会を開催いたします。

参考資料1の短期大学機関別認証評価実施大綱及び参考資料2の短期大学評価基準に多少の修正を加えましたので，事務局から説明願います。

参考資料1，参考資料2について前回委員会後の変更点をご説明いたします。参考資料1の6頁の「情報公開」の（1）の下から2行目のところで，以前は「評価基準，評価方法等も含めて可能な限り」という表現でしたが，情報公開の方法を明確にするため，「可能な限り，ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します」と修文しております。

参考資料2の基準1の趣旨の最後のパラグラフについて，前回委員会における自己評価実施要項に関するご議論で「目的の整理」という表現が誤解を生むというご指摘等があり，基準にも目的を整理という表現がありましたので，表現を修正したものです。

それから，実施大綱，評価基準については，前回委員会後，認証評価機関として申請を速やかに行うというご報告をさせていただいておりましたが，現時点におきましてはまだ申請に至っておりません。早ければ来週中にでも申請する予定です。

委員長 実施大綱，評価基準については，この様に修正を加えさせていただきました。よろしくご了承をお願いしたいと思います。

それでは，議事に入ります。前回委員会で自己評価実施要項等について，いただいたご意見や大学機関別認証評価委員会での検討状況等も加味し，修正を行っております。また，評価実施手引書については今回初めてのご提示となります。まず，事務局から説明願います。

資料1の自己評価実施要項，資料2の評価実施手引書及び資料3の訪問調査実施要項についてご説明をさせていただきます。事前に各先生方にはご送付させていただきましたが，ご検討いただきたい主なポイント及び送付後の変更点についてご説明をさせていただきますと思います。

資料1について，前回委員会以降の変更点として，3頁第2章「目的」のところでは，前回委員会において「目的の整理」が誤解を生むとのご意見をいただきましたので，まず，「1 目的の意義」の第3パラグラフのところでは「なお，短期大学の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても，短期大学の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，達成しようとしている基本的な成果などを定めている場合には，それを記載してください」という表現に修文しております。「2 目的と短期大学評価基準」の第2パラグラフですが，「そのため，本評価の実施に当たっては，対象短期大学が目的を明示することが必要です。機構が評価を実施するに当たって，各基準において，この目的を踏まえることにより，短期大学の個性や特色が評価に反映されることとなります」という表現に修文しております。

それから，主なポイントの一つとして，観点ごとの分析についてご議論いただきたいと思います。資料1が，短期大学が自己評価を行うための要項，資料2が機構の評価担当者の手引書ですので，あわせてご説明をさせていただきます。

観点ごとの分析の方法については資料1の5頁，資料2におきましては6頁に記載しております。

資料1の5頁の「3 観点ごとの分析」の(1)の に「分析結果とその根拠理由は，観点到る状況についての分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに，それを導いた理由を観点到る状況に記載した根拠となる資料・データ等を摘示しつつ記述してください」という表現にさせていただきます。資料2の6頁の「2 基準1～11の自己評価結果の分析」の(2)の に「 の分析結果に基づき，当該観点到る状況を，対象短期

大学の目的を踏まえつつ、当該観点に対応する判断方法を用いて判断してください。その際、短期大学として一般的に期待される水準から見た対象短期大学の状況を、以下の例示を参考にしつつ判断してください」ということで、例示を幾つか挙げさせていただいております。一般的に期待される水準を卓越している場合は「優れた」という表現、一般的に期待される水準を上回る場合は「十分」という表現、一般的に期待される水準であれば「通常に実施されている」、「配慮されている」という表現、下回っている場合は「していない」という表現としております。そのほか、「定めている」、「定めていない」という表現が適切な観点もあり、その場合は段階的な表現は適切ではないということで、その例示もしております。また、個々の評価担当者が最初に判断する場合に「判断保留」もあり得ることを、なお書きで記述しています。このように観点の分析について、短期大学の自己評価では段階を表す定型句は設けず、各短期大学の判断に任せるという形での整理、機構の評価についても評価担当者の判断に任せるが、判断方法の例示は幾つか示すという整理をさせていただいております。

また、観点の分析の一環として、短期大学全体の評価と、個々の学科、専攻科等ごとの評価の関係をどのように考えるかについての案を、ご説明いたします。

短期大学の自己評価に関しては、資料1の5頁の3の(3)に「観点ごとの分析に当たっては、短期大学全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点の性格・内容により学科ごと・専攻科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。なお、基準5については、準学士課程及び専攻科課程別に分析を行う必要がありますが、それ以外の基準でも、課程別に分析を行う必要がある場合には、それぞれに「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」を記述してください」と記載しております。

機構の評価に関しては、資料2の7頁の に、「観点ごとの分析に当たっては、短期大学全体としての状況を分析し判断を行います。その際、特記すべき事項があると判断される学科等がある場合には、適宜記述してください。なお、準学士課程、専攻科課程別に基準が定められている場合や、対象短期大学において課程別に分析がなされている場合には、それぞれに分析を行ってください」と記載しております。性格・内容によって学科ごとの評価が必要な観点もありますが、まず初めにあるのは短期大学全体としての評価が最初であろうという表現に、整理させていただいているところです。

次に、選択的評価基準の評価に関してですが、資料1では6頁、資料2では8頁です。

資料1, 2ともに同様の表現ですので, 資料1で説明いたします。選択的評価基準の自己評価のプロセスですが, 「 「観点ごとの分析」, 「優れた点及び改善を要する点の記述」, 「概要の記述」, 「目的の達成状況の判断」の流れで行います。 ~ については, 前述しております基準1~11の自己評価に準じますので, そちらを参照してください」という記述です。 の目的の達成状況の判断はどのように行うかという点, 「2 目的の達成状況の判断」の部分で「選択的評価基準の目的の達成状況は, 選択的評価基準に係る目的に照らし, 「観点ごとの分析」の結果を総合した上で, 目的の達成状況を「非常に優れている」, 「良好である」, 「おおむね良好である」, 「不十分である」の4段階で判断してください。なお, 目的の達成状況の目安として, 以下の考え方を参考にしてください」と整理しております。例えば, 観点ごとの分析において取組状況が非常に優れており, 目的の達成状況が非常に優れていると判断される場合は, 非常に優れているというような目安を示させていただいております。機構の評価においても同様に4段階の非常に優れている, 良好である, おおむね良好である, 不十分であるという表現を用いています。こちらについては, 4段階の判断がいいのか, もしくは5段階がいいのか, 4段階とした場合にこの表現で適切かどうか, 分かりやすいかどうかということをご議論いただければと思います。

次に, 前回委員会で, 概況の記述の是非をご議論いただいたところですが, 「概況」を「概要」という名称に修正しております。資料1の5頁に「概要の記述」とあり, 短期大学の自己評価において「基準ごとに観点の分析を整理し, 当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。概要は当該基準全体の自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために, 評価報告書に原則として原文のまま転載します。対象短期大学においては, このことに留意の上, 記述してください」と, 社会に短期大学が行った自己評価の状況を分かりやすく説明するために, 基準ごとに概要として整理していただくという案です。

資料1の14頁に自己評価書イメージがあります。基準ごとの自己評価において, 観点ごとの分析を行った上で基準ごとに優れた点, 改善を要する点を抽出いただいた後に, 基準ごとに自己評価の概要として整理いただくという案です。それに対する機構の評価での取扱については, 41頁の評価報告書イメージをご覧ください。その右下の部分にあるように自己評価の概要という形で整理し, 基準ごとの概要を転載するという点です。評価報告書においては, 評価結果を順番に記していった上で, 対象大学の現況及び特徴, 短期大

学の目的，基準ごとの自己評価の概要を参考資料として添付するというイメージです。今のイメージについて資料2の手引書においても，そうした表現をさせていただいているところではあります。

次に，資料2の14頁をご覧ください。こちらは機構の評価における評価報告書原案の作成に至るところです。「評価報告書原案の構成」の2で「認証評価結果については，次の2通りで判断します」として，1～11の基準を満たす場合は「基準を満たしている」，満たしていない場合は「満たしていない」ということとあわせて「また，基準1～11の基準ごとに抽出した「優れた点及び改善を要する点」を要約したものを記述します。なお，「優れた点及び改善を要する点」を要約するに当たっては，目的に照らして，対象短期大学において重要な位置づけにあると考えられる取組状況を考慮した上で，精選・整理したものを記述します」という案です。機構の認証評価は基本方針として個性の伸張も謳っており，基準を満たしている，満たしていないのみならず，優れた点及び改善を要する点をあわせて短期大学の評価結果として，評価報告書の最初に記載するというものでございます。資料2の21頁に評価報告書のイメージがありますが，その上の段の真ん中に，評価報告書の表紙の次に認証評価の趣旨等の説明を入れた後に，認証評価結果として，満たしている，満たしていないを記述し，短期大学として主な優れた点，主な改善点ということを記述し，それを含めて認証評価結果とするという案です。

次に，ご検討をいただきたいポイントは，訪問調査の実施方法等です。これまで訪問調査の方法の案は提示させていただいていませんでしたが，訪問調査実施要項と資料2の9頁からが訪問調査の実施方法等の部分になります。資料3は，各対象短期大学にどのような訪問調査を行うかということをお知らせするもので，資料2の9頁からの記述は機構の評価担当者のための記述です。資料2の10頁から，訪問調査の実施方法として，グループ分けをして行う，面談を行う，データの確認を行うといったことを記述しています。訪問調査の留意事項として資料2の10頁の(5)にあるように，「訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象短期大学の評価内容に係る情報については，外部へ漏らさないでください」と注記しているところではあります。

11頁の訪問調査の内容ですが，具体的にデータの収集，短大の関係者との面談，学生・卒業生との面談はどのような形で行うかということ，多少詳しく記述しておりますが，具体的な質問例までを記述する方が良いのかどうか等を含め，ここは機構内部でも再度検討を行い，引き続き本委員会においても検討を行っていきたいと考えているところではあります。

それとあわせ、13頁に訪問調査スケジュール例を記載しております。このスケジュール例で訪問調査のイメージが多少ご理解いただけるかとは思いますが、注意書きの「実際のスケジュールでは、対象短期大学の規模や調査内容等により、変更される場合があります」としてありますとおり、規模や書面調査の状況によっては、確認する事項の量や面接の対象者の数等が種々異なる可能性がありますので、このスケジュールはあくまで一つの例示です。このスケジュール例を複数提示する必要があるか等についても、お時間があればご意見をいただきたいと思いますと考えております。

ご意見をいただきたいと思います主なポイントは以上ですが、ただいま説明させていただいた以外でも、事前にお目通しいただいたところでご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

委員長 前回、皆様方からご意見をいただき、自己評価実施要項（たたき台）を修正した部分と、その他の問題点について説明いただきましたが、これらについて順次ご意見をいただきたいと思います。

1つ目の点は、観点ごとの分析に関することです。前回委員会では短期大学の方にも段階的な評価をさせるかどうかといった話が出たかと思いますが、これは短期大学の判断に任せることにして一律に段階的な表示を示すようなことはしない。この点について資料1の5頁第2章の3の(1)の「分析結果とその根拠理由」は、「観点到に係る状況」についての分析結果を、分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を「観点到に係る状況」に記載した根拠となる資料・データ等を摘示しつつ記述してください」という様に段階的な評価は特に要求しないということでしょうか。

機構側の評価においては、判断方法の例示を参照の上で、評価担当者の判断に任せることにしてはどうか。この点については資料2の6頁第2章の2の(2)の「分析結果に基づき、対象短期大学の目的を踏まえつつ、当該観点对応する判断方法を用いて判断してください。その際、短期大学として一般的に期待される水準から見た対象短期大学の状況を、以下の例示を参考にしつつ判断してください」とあり、そこでは4段階の判断方法の例示があります。優れた実施状況である、十分実施している、実施している、実施していないとありますが、これは一般的に期待される水準を卓越している場合、水準を上回る場合、期待される水準である場合、水準を下回る場合に対応して例示され、評価側として、4段階等に分けて判断を示してはいかかかという案ですが、この辺についてご意見をいただきたいと思います。前回委員会で、5段階で判断ということや、それはやるべきで

はなく、短大に任せた方が良いのではないかというご意見等も出たかと思いますが、評価側としては5段階ではなくて、4段階で表示をしてはどうかということです。

状況の判断として、「優れた実施状況」と「十分に実施」という、この言葉の差異が近いようで違ふようで、似たような感じがいたします。

委員長 判断方法の例示では、特に1番目は一般的に期待される水準を卓越しているとなっており、2番目は水準を上回るとなっている。「卓越」と「上回る」ですから、これはかなり差があって、むしろこの卓越の方は、そうめったにないという解釈になるかと思えます。それぞれの対象短期大学側で自己評価等をいろいろ工夫をしながら行ってくると思えます。特にそれを公表することになっていますから、かなり一生懸命やっている。そうなりますと、かなり自己評価の水準は将来的に上がるのではないかと思います。ですから、期待される水準を上回るころへ評価が集まるのではないかと思います。その中でも特に卓越したとなると、これは希少価値を認める段階であるかと思えます。

そういうことですね。プラスの方が3つでマイナスが1つだから、そういう意味では短大は、プラス志向で評価する可能性は高いと思えます。

委員長 前回委員会で5段階というような話が出ましたときに、やや優れている、あるいは、やや劣っているというような表現では、その差があまり出てこないもので、それは一本化してしまうという形にして、5段階を4段階にしたということです。

今のご指摘の点ですが、おそらくこの一般的に期待される水準というのが何であるのかということ委員会である程度議論していく必要があると思えます。この認証評価の最終目標といえますか、評価を担当したときのゴールというのは、資料2で言えば7頁にある基準の評価のところでありまして、基準を満たしているか、満たしていないかという評価と、もうひとつ優れた点及び改善を要する点の抽出ということです。機構としては、基準を満たしているか、満たしていないかという部分と、優れた点及び改善を要する点を指摘するということを含め全体で評価結果というように位置づけております。評価を担当する評価部会が何人で構成されるかは、まだ明確にイメージ出来ませんが複数人で評価をしていくことになると思えますので、この評価結果を導くため観点ごとに分析をする過程で、いろいろな意見が出てくると思えます。

結局、評価部会で意見をまとめていく際に、評価担当者がどう評価していくのかということは、基準を満たしている、満たしていないかということと、優れた点及び改善を要する点だけを抽出するだけでは、なかなか議論がまとまらないと思うので、ある程度こうい

う4段階的に判断したものを突き合わせながら、意見のずれの大きいところは議論を深めるということで、利用していけば良いのではないかと思います。この4段階の水準をつけること自体は、この評価のゴールにとっては、参考になるという意味だと思いますが、そういう意味で優れた実施状況というのは、ある意味で優れた点を抽出するときの1つの目印といったようなものであると思います。それから、期待される水準を上回るというのは、対象短期大学の目的を踏まえて評価をしていくので、その目的が十分達成されているかどうかの範囲でこのレベルという感じのものが、判断されていくのかと思います。判断基準についてはまた詰めていく余地が、残されているのではないかと思います。

委員長 それでは、1つ目の点はこの辺とし、2つ目の点に入りたいと思います。短期大学全体の評価と個々の学科、専攻科等の評価をどうするかという点です。短期大学側といたしましては、「基準5 教育内容及び方法」は準学士課程、専攻科課程別に基本的な観点が設定され短期大学はこれに沿って自己評価をする必要がありますが、その基準5以外の基準では、課程別、学科ごとの評価については、短期大学の自主的な判断に任せるようなことにはどうだろうか。それから、機構側としては短期大学側の状況を分析しながら、特記すべき事項がある場合そして学科ごとに評価する必要がある場合には、学科ごとの分析等を加えていくという形にする。機構としては短期大学全体の状況分析を優先して、必要な場合には学科ごとの分析を行うといった案です。

これは資料1では5頁第2章の3の(3)であり、ここに「観点ごとの分析に当たっては、短期大学全体としての状況の分析を行い記述します。その際、観点の性格・内容により、学科ごと・専攻科ごと等の状況の分析が必要な場合は、それらの分析を踏まえて行ってください。なお、基準5については、準学士課程及び専攻科課程別に分析を行う必要がありますが、それ以外の基準でも課程別に分析を行う必要がある場合には、それぞれに観点到に係る状況、分析結果とその根拠理由を記述してください」という整理でいかがかということですが。

機構側の評価は、資料2の7頁第2章の2の で「観点ごとの分析に当たっては、短期大学全体としての状況を分析し判断を行います。その際、特記すべき事項があると判断される学科等がある場合には、適宜記述してください。なお、準学士課程、専攻科課程別に基準が定められている場合や、対象短期大学において課程別に分析がなされている場合には、それぞれに分析を行ってください」という趣旨ですが、この点はいかがでしょう。

これは短大側からすればどうなのでしょう。基準ごとに学科ごと、課程別に評価した



方が自己評価しやすいのでしょうか。

資料1では「観点の性格・内容により」とありますが、手引書では各大学が判断して「特記すべき事項」とある。何か判断する基準があらかじめ指定されている場合と、短期大学でこれは特筆だというように判断する場合と、何か両方あるような感じがしますが、その兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。資料1では5頁の3の(3)のところで「観点の性格・内容により」と、あらかじめ機構の方で決めているところがあるわけです。それに対して資料2の方では7頁の一番上の2行目には「特記すべき事項」があると各短期大学が判断した場合となってくるわけです。学科ごと、課程別に評価する必要があるのか否かは、何か観点の性格・内容によって指定されるような感じがしますが、その上でさらに短期大学の方が特筆だということも感じれば書けばいいのか、その兼ね合いが少し不明確です。枠が指定されているのか、それとも短期大学が観点の性格・内容に関係なく、特記すべき事項がある場合とない場合で、評価してもしなくてもいいのか、少し判断に苦しみところがあるのではないかと思います。

資料1の5頁の(3)の表現は、観点ごとの分析に当たっては短期大学全体としての記述を行いますが、その際、学科ごと・専攻科ごとの状況の分析は必要で、それを踏まえる必要はあるだろうという表現です。学科ごと・専攻科ごとに記述してくださいという表現ではありません。学科ごと・専攻科ごとの状況の分析はデータの例示で示す場合もありますし、そこに異質なものがなければ全体の状況を記述することで足りるということです。それが違う場合は記述する必要も出てきますが、短期大学全体の状況を記載する際に、各学科の状況を踏まえなければ記述することはできないのではないかと表現になっております。

そうしますと、特記すべき事項があると短期大学で判断した場合には、観点の性格・内容を踏まえて記述し、このところでは特記するというような形になるわけですか。

補足いたしますと、対象短期大学で自己評価していただくに当たっては、資料1の5頁にあるように、まず、観点ごとに短期大学全体としての状況の分析を記述していただく。その際に観点の性格・内容によっては、学科ごと等の評価が全て必要だということではありませんが、教育課程や教員組織等については、やはり学科ごとあるいは専攻科ごと単位での状況を把握し、それを分析した上で短期大学全体として、どう自己評価をするのかということが必要でございます。そのことを「その際」ということで記述しているわけです。

そうしたことも含め、観点ごとに短期大学として学科単位での様々な取組等も場合に

よっては記述されてきます。資料2の7頁に移りますが、機構の評価担当者が、観点ごとの分析に当たってそうした記述があって、それが確かに特記すべき事項に当たるであろうということを判断した場合に、それを適宜記述していただくという構成になっています。短期大学がこの観点においてはこれが特記すべき学科の取組であるということを挙げていただくというよりも、資料1の5頁の(3)の記述の際にそうしたものが浮かび上がるような分析・記述をしていただいたものを評価担当者の側がどう取り上げるかという問題かと思えます。

それから、資料2には「短期大学全体としての状況を分析し判断を行います」と記述しておりますが、その前提として短期大学の自己評価の分析の記述や学科単位あるいは課程単位の分析の記述等を、評価担当者が踏まえながら、短期大学全体としての状況の分析と判断を行っていただき、その際に、特記すべきことが浮かび上がってきた場合には適宜記述いただくということになっております。この記述で少し誤解を与えているのは、評価担当者側でも観点の性格・内容により学科ごと等の状況の分析を十分踏まえて総合的な分析・判断を行っていただくということが、資料2には欠けているからだと思われるので、そこには加筆する必要があると思えます。

要するに特記すべき事項のことに言え、その前に観点の性格・内容の分析を伴わずいろいろ特記事項が出てくるということはないという趣旨ですね。分かりました。  
委員長 それができるような文言を加筆してください。

資料1, 2の両方に関係しますが、基準5以外のところで課程別に分析を行う必要がある場合、又は、なされている場合というこの辺りに少し心配事があります。つまり短大によってはすべての基準について課程別に全て記述してくる可能性があるのではないかと。その辺短大がどう判断するかというのは、もう短大に任せるといっていいのでしょうか。こう書いてあると短大によっては、それぞれの基準、観点ごとに課程別に分けて記述すると読まれる可能性があります。基準5は基本的な観点が課程別に設定されていますので、必ず課程別に評価します。それ以外の基準でも課程別に分析を行う必要がある場合、といった表現をすると、短大側が多分それぞれの基準ごとに目的も課程別にそれぞれを全て観点別に評価してくるという可能性があるのではないかと心配しています。それを評価する側からすると、非常に重複したような言葉が多く並んでくることも考えられますが、その辺はもう短大に任せるとなれば良いですが、評価担当者にとっては、ある短大の自己評価書は短大全体の記述が中心になっているが、ある短大は課程別にそれぞれの基準が記述されてい

るといような評価する側にとってはかなり戸惑う状況が想定されますが、いかがでしょうか。

今の点の考え方ですが、大前提として、短期大学全体としての状況の分析を行い記述しますということであり、その上で、字数制限はそれぞれの基準ごとに設定する予定です。基準5は課程別に自己評価しますので、その字数制限に多少の幅は持たせませんが、そういったことも踏まえて、なおかつこの表現をしておけば、必ずしも不統一になるような表現をしたことにはならず、また短期大学全体としての記述が必要であることを今後の説明の中でもしていけば、評価担当者の負担等においても上手く運用できるのではないかと考えているところです。基本的な考え方としては、やはりご指摘のとおり短期大学全体としての記述が前提にあるということが、もう少し上手く強く表現できればと思います。

心配し過ぎかもしれませんが、なお書きが一般化してしまう恐れを持ってしまいます。観点ごとの分析に当たってはすべての基準において、短期大学全体としての状況の分析を行い記述しますというようなことは、全ての基準にわたってこの原則は当てはまるということで、なお書き以下についてはそれでも短大によっては評価の一部を課程別に分けたい場合には構いませんよというように読んでいただければいいのですが、少し心配してしまいます。ただ、原則がわかれば構いませんが。

今の点は決して心配し過ぎではないと思います。項目別評価というのを試行的評価の際に行いましたが、最初の年は3分の1ぐらいの大学が、取組ごとに項目別評価をしてくるという自己評価書が提出されてきたので、まとめるのに相当苦労しました。ただ、項目ごとに、あるいは観点ごとに、例えば学科ごと・専攻科ごとに記述があると、かなり細切れの記述になり、それも案外読みにくいということがあります。ですから、試行的評価の3年目は全学テーマの場合には、活動分類というのを、大学で作っていただき、活動分類ごとに整理されたものを提出いただいて、それを項目ごとにまとめていただくという評価を行いました。これは比較的好評でしたが、そういう意味でイメージしてできる範囲のものとしては、おそらく学科ごと・専攻科ごとのそういった分析というものを、各短大では行われることになるとは思いますが、それを総合したものを自己評価書に記述していただいて、学科ごと・専攻科ごとの記述があるとすれば、それは根拠資料、あるいは補足的に自己評価書につけ加えるような形で記述いただくのが良いのではないかと思います。いずれにしてもその辺は強調し過ぎるぐらい強調しておかないと、短大の認証評価も初めてですので、おそらく縦割りごとに寄せ集めたものが提出され、評価しづらいというのは起こり得るの

で、十分注意していれば良いと思います。

委員長 事務局でそういうご意見があったということ把握しておいてください。

次は、資料1は6頁、資料2は8頁に関係するところで、選択的評価基準の達成状況等についてです。これは短期大学側、機構側両方の問題であり、観点の状況をあらかず表現、優れた点及び改善を要する点の抽出、概要の記述については、基準1～11のそれらを準用するという案です。基準としての達成状況については、観点ごとの分析の結果を総合した上で、非常に優れている、良好である、おおむね良好である、不十分であるの4段階で判断することにはいかがかということです。何かご意見ございますか。

取組状況に関しては分かりますが、達成状況に関しては、「おおむね」となった場合、良好よりは少し落ちるということですが、少し漠然としてしまい、やはり2番目の「良好である」と、3番目の「おおむね良好」がなかなか判断しづらいと思います。

選択的評価基準ですので、満たしているというところではなくて、段階的な判断を用いるわけです。逆に言うと、満たしていないという言い方はないわけで表現に工夫が必要です。4段階程度というのは賛成ですが、この案の表現は達成度の表現ではないと思います。優れている、不十分というのは達成度の表現かもしれませんが、良好というのは絶対的な言い方になっているような気がします。絶対基準に照らして評価するわけではないので、誤解を与えないためにはここの選択的評価基準に関しては、あくまで対象短大が掲げている目的に関して、どの程度達成しているかという意味ですので、優れているという文言だけというのは、少し気になります。以前見た限りでは、達成度合いが優れているとか、主語が付いていたと思います。それを外すと、少し意味が変わるので達成度的な表現にした方が良いでしょう。

もう一つは、資料2において、ここは選択的評価基準の分析ですので、前頁の、選択的ではない基準でも行っている優れた点、改善を要する点の抽出というのが、ここでも必要ではないでしょうか。この記述であればこの段階的判断しか見えません。選択的評価基準における評価は、満たしている、満たしていないのかわりに、達成度なので段階的判断を行い、絶対基準でなく達成度の程度の表現にしましょうと。ただ、それでも優れている点、改善を要する点の指摘をすることも含めたのが機構の評価であると思います。

委員長 そうすると、ここは、具体的にはどのように修正するべきでしょうか。

後者で言った点については、資料2の7頁の(3)で行った優れた点、改善を要する点の抽出を選択的評価基準でも行うということです。それから、達成度を表す表現として、

優れているというのを残すならば、「目的の達成において」などの文言を付ける必要があると思います。または機構が今までよく用いていた、目的を十分達成している、おおむね達成しているといった表現等、いずれにしても達成度型の表現をするべきだと思います。

4段階にしないで、非常に優れている又は不十分であるの2つのいずれかには判断しがたいものの内、まあ良いのではないかとというのが、この「良好である」と「おおむね良好である」の趣旨ではないかと思います。その「まあ良いのではないか」を2つに分けることが非常に難しいと思います。むしろこの「良好である」と「おおむね良好である」を1つにして、3段階にした方が非常に判断しやすいと思いますが。

資料1の6頁に「1 選択的評価基準の自己評価のプロセス」がありますが、観点ごとの分析をして、その観点ごとの分析に基づいて、目的の達成状況がどういうレベルにあるかという判断が行われ、そして、優れた点や改善を要する点というのはどこなのかということが指摘されて、最後に概要の記述が来るのが自然かと思います。基準1～11と違うのがであり、そういう意味でこのようになっていると思います。それから、機構での議論で、選択的評価基準を選択してくるというのは、どういう状況かということを想定した場合に、おそらく相当自信のある短大が、そのことについて評価を受けアピールするために選択的評価基準として希望してくることがほとんどだろうという話になりました。そういう意味で選択的評価基準の自己評価の際に、この4段階が示されていると、おそらくほとんどの短大が非常に優れているという自己評価をして、提出されてくるという気がします。

少なくとも機構で評価したときに、良好であるというレベルに評価されるケースがほとんどであって、つまり短大で立てた目的が達成されているということを示したいがために選択してくるとすれば、良好であるというレベルはほとんどの短期大学が達成したものとして提出されてくるだろうと思います。機構の評価は、改善に資するという意味もありますので、どの短大も横並びで一番上のレベルの評価が付いてしまうと、各短大は安心してしまい、あまり励みにもならないのではないかという議論がありました。一番上のレベルはむしろ、こういう一番上のレベルの短大があって少し視察に行こうと思われるぐらいのものを、特別に取り上げるというように使えないかと思います。そういう意味でここに4つの段階が並んでいますが、一番上の意味は、機構内で話している範囲では実は違う軸です。

そういう意味で考えると、大綱辺りからそういう流れがあるので、避けがたいのかもしれませんが、自己評価で目的の達成状況の判断をしていただくことが良いのかどうかとい

うことと思います。基準と同じように観点の分析をしっかりといただき、達成状況については、機構側が判断するといった方が、何か自然かとも思います。また、概要があると、短大側はアピールするために、非常に優れていると自己評価する部分があり、それが機構側から良好レベルだという食い違いなども明らかになる気がして、その辺はもう少しシミュレーションする余地があるかと思っています。

委員長 やはり卓越したものでないと、なかなかトップは付けがたいということですので、そうそう付けられるレベルではないと思います。ただ、短大側で達成状況の判断をするのがどうかというお話がありましたが、やはり自己評価という以上、自らがどのように判断したのかということは必要であって、それがなく中途半端のままに書くというわけにはいかなくなるのではないのでしょうか。特に公立短期大学の場合ですと設置者、県民や市民のことを考慮すると、やはり短期大学側として何らかの見解を出す必要があると思います。しかし、それはあくまでも短大の自己評価であり、評価側はそれに振り回される必要はなく、違った観点から評価するということで良いと思います。

いずれにしても、この選択的評価基準というのは機構側が用意したものであり、いわゆる各短大が自主的に評価の項目を設定することは出来ないのでしょうか。

委員長 出来ないというわけではありませんが、例えば、短期大学基準協会や大学基準協会は、こういう基準は必須項目で入っています。どこへ評価の申請をするかということとを別にすると、それぞれがこういったものを自己点検の項目に入れるのはむしろ常態であって、機構が特に選択的評価基準にしているということです。

その場合、各短大は独自の項目を設定できないのでしょうか。現在、選択的評価基準として、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つが挙がっています。それ以外に短大で独自に国際交流等を立てようとしてもできないですね。

委員長 そうではなく、この選択的評価基準は場合によっては、増えるという可能性があるというように了解しております。

もちろんその可能性はあります。今回の自己評価実施要項が公表される段階での評価基準としては、例えば研究目的の達成状況に関しては、今後検討予定と書いてあり、今機構側には、この基準に対する評価体制がまだ準備されていないということなので、評価の申請の際に国際交流の評価をして欲しいと言われても、同様に機構は対応出来ないと思います。ただ、そういう要望が短大から寄せられ、設定した方が良いという議論を経た場合、次年

度にこの選択的評価基準の中に、もう一つ国際交流等がつけ加わっていくことは可能であると思います。

要するに観点も含めた新しい選択的評価基準というのは、今後はこちらで用意する必要があるということですか。

その辺はこの教育サービスも少し変わる、修正されるということも考えられますし、新しくつけ加わるということもあると思います。

4段階の判断は短大の自己評価では行う必要がないと思います。要するに短期大学の目的に従って選択的評価基準に関する目的を記述し、それに関しての取組状況を記述し、それを機構が評価すれば良いことで、自己評価で非常に優れているということを言う必要はないと思いますが。

委員長 要するに自己点検、評価をして、こういう点の取組が足りず、それをどう新しく改善していくかという姿勢まで出さないと、自己評価にならないと思います。例えば、社会貢献についてもこのように行っているが、それについてはまだこういった点が欠けており、不十分であるので、今後はこういったものをこのように改善していきたいというところまでは書く必要はあると思います。

それは記述として出せば良いと思いますが、そのことを自ら優れている、良好であるなどと判断する必要があるのかという気がします。

委員長 その判断は、必ずしも必要はないかもしれませんが、私は記述する方が良いと思います。

委員長の意見に賛成です。資料3では、この訪問調査の日程例では3日間現地調査に行くということになっています。評価する側の立場で考えると、3日間で本当にその短期大学が分かるのかということを考えます。そういう意味では、対象短期大学が1、2年間の自己評価を行っているので、そのことは原案として出していただく方が良いと思います。仮に、その自己評価が不適切であれば、機構が指摘すれば良いのであって、その原案がないと、逆に我々が審査に行った際に、3日間で短期大学が分かるとは考えられませんし、なかなか隅から隅まで見ることは出来ないと思います。そういう意味で原案をお出しいただくということであり、その原案に引きずられる必要は全くないと思いますので、たたき台をお出しいただいたという理解で、対象短期大学における判断はしていただいた方が良いと思います。

もう一点、新しい選択的評価基準がつけ加えられるかどうかという話は、委員長と同じ

ですが、目的に掲げれば評価しますという話になっていますので、目的を掲げて自己評価をしていただく。しかし、その体制が整っていないものについては、整っていないということであれば、短期大学としては良いと思います。

選択的評価基準がつけ加わった場合には、実施大綱の記述を修正する必要があり、またそれを修正する手続が必要です。実施大綱及び評価基準に記述されていない全く新しい独自の基準を短大が設けて評価するというのは、今のシステムだと不可能だということですね。

ただ、この認証評価は教育中心に行うということが明記されていますので、教育に関わる目的の範囲では評価できることから、その目的が教育に関わっていれば問題ないと思いますが、教育に関わらない部分での独自の基準を評価することは出来ないということだと思います。

参考までにお伺いしたいのですが、4年制大学や大学院の方は、そういう点について何か検討しているのでしょうか。4年制大学や大学院を持つような大学でも、やはり社会貢献等で話が出ているかと思いますが、そちらの方の評価体制というのはある程度検討は進んでいますでしょうか。

短期大学と、大学院を設置しているかいないかに関わらず4年制大学の評価基準は、ほとんど同じ形になっており、目的の中に大学独自のものがあっても、それは基準1～11の中に込めて記述いただくか、あるいは、選択的評価基準の教育サービスの中に込められるものがあれば、そこに込めていただくということで、どこにも入らないものについては評価出来ないということです。

分かりました、受けられないということですね。

この資料1の6頁の文章で「選択的評価基準の目的の達成状況は」とありますが、これはおそらく選択的評価基準で行う目的の達成状況というものはという意味だと思います。その後選択的評価基準に係る目的とまた出てきますが、これはどのように理解すればよろしいでしょうか。例えば、評価基準の27頁には、この選択的評価基準では教育サービスに関わる目的の達成状況についてということで、ここでまたもう一つ語句がありますが、この6頁の方の選択的評価基準に係る目的というのは、何を指しているのでしょうか。

短期大学に自己評価を行っていただく際に目的を記載いただきますが、そのうち選択的評価基準に係る目的は、別途抜き出して記載いただく形となっております。短期大学としての目的はすべて記載いただいた上で、選択的評価基準を希望する場合は、選択的評価



基準は目的の達成度評価ですので、選択的評価基準にかかわる目的を抜き出して記載いただく形です。資料1の4頁の4が具体の記述です。

分かりました。

選択的評価基準においては、教育サービスに関する取組を行う上で、何を短大としての目的にしているかを明らかにしていただいて、その目的が達成されているかどうかを評価するということです。ですから、一般向けのいわゆる教育サービスと言われている教育機会を、正規学生の教育にも役立てるような工夫が、各短期大学でもなされているという例示があったと思いますが、そのような場合に正規学生の教育に役立てるといふ部分が目的としてあれば、これは基準1～11の中で、例えば教育方法の工夫等で取り上げることが可能かと思います。その教育サービス自身もまさに正規課程の教育目的の中にかかわるものであれば、短大で取り上げていただいて基準1～11の中で評価をしていただく。あくまで教育サービスとして取り上げるのは、正規課程以外の学生に対して、短大がどういうサービスをしようとしているのかという目的を明らかにしていただいて、その部分を評価することになると思います。

資料1の4頁の選択的評価基準に係る目的というのは、正規課程の学生以外に対する教育サービスにかかわる目的ということですね。

そうです。

選択的評価基準の自己評価の場合のみ、目的の達成状況の判断を短期大学側にしていたき4段階にするという、その一番大きい狙いは何なのかというところを、もう少し説明いただきたいと思います。

やはりこれは委員長が言われたとおりで、自己評価ということを試行的評価でも3年間行ってきており、自己評価において自らの状況を自己表明できるような形になっていただかなければならないのではないかという趣旨で、項目別評価ではそれがどういう水準にあるかということ、大学に自己評価していただいて、機構側はそれに引っ張られることなく、その水準の判断をするという形をとっていましたので、この選択的評価基準に関しては、その試行的評価の枠組みを、用いているのだと思います。

選択的評価基準に係る目的というものを各大学で記述し、評価を機構に委ねるといふことであれば、なぜこの短期大学がこの選択的評価基準を特に取り上げるのかという態度表明が既に、そこにあるのではないかと思います。そしてそれについて観点ごとの分析、優れた点及び改善を要する点の記述、概要の記述ということをするれば、自ずとそこで、どの

ように取組，どういう問題点があり，どういう改善をしてきたかという評価が記述されてくるので，短期大学における4段階判断の必要性が少し分かりづらかったです。

優れた点及び改善を要する点を各短期大学で記載していただくことが，いわば自己評価されているということだと思いますが，その3年間の試行的評価でも行ってきたということと，それから，今，機構に評価を委ねるという表現がありましたが，機構における評価の1つの大事な目的として，やはり機構の評価を通じて大学自身に自己評価の力を付けていただくことが非常に重要だろうということです。したがって，このような形で，機構が評価を実際にするわけですが，その部分について大学でも実際に自己評価をしていただいで，的確な自己評価ができるようになっていただきたいという趣旨もあります。

ご趣旨は分かってきましたが，やはり基準1～11のところでの自己評価の仕方について，少なくともここでいろいろな意見を交わして，最終的な自己評価を，しなくてもいいというようになっているわけです。しかしながら，こういうところは我が学校として，非常に優れた実績を上げていると考える部分や，また，ここはもっと改善すべき点として自己評価の際に記述するということであり，資料1でそういう文言になっていると思います。ここも基準1～11と同じ自己評価の方法でも，何ら問題ないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

基準1～11までが認証評価で，選択的評価基準というのは認証評価から少し外れた別のものというようなイメージにするのか，あるいは，選択的評価基準まで含めて全部これは認証評価だとするのかといった位置付けの問題だと思います。ですから，やはり選択的評価基準とはいえこれも認証評価の1つだと考えれば，基準1～11と同じような自己評価の方法になりますが，それとは違う性格だと考えるのであれば，違う方法になるかと思いません。問題は，どちらのスタンスをとるかによると思います。

やがて研究目的の達成状況についても評価することになるかと思いますが，その際，同じように選択的評価基準であるので別であるというのは，無理が出てくるのではないのでしょうか。現在は選択的評価基準に教育サービスしかないので，理解できる部分がありますが，研究目的の達成状況の話になった際には，やはり短期大学として優れている，優れていないというのは，自己評価の必要な部分であると思います。

要するに各短大の評価の仕方を試すということですか。

評価の力を育成するという目的があるそうですから。

言葉の上で当然だとは思いますが，基準1～11は満たしている，満たしていないかで，

選択的評価基準は大学独自の目的を達成しているかどうかを評価します。そこに違いがあると思います。

委員長 今、機構に関する話にとどまっていますが、例えば公立であれば機構の評価を受ける場合に、機構に提出する自己評価書と、おそらく同じものを設置者側にも提出せざるを得ないと思います。機構側に提出したものと設置者に提出したものが違うことは考えられないので、法人化した場合、機構と同時に設置者側の評価も受けるということが大前提となってくると思います。やはり選択的評価基準における社会貢献の問題は、公立にとってみると重要な問題であって、必ずしも大学になじんでいる人ばかりが、設置者側の評価担当者になるわけではないとすると、やはり大学の立場というものは明確に記述する必要があると思います。そのような問題もあり、あまり評価する側に理解して欲しいと言うばかりでなく、自分たちはこの点は優れた点であり、この点は改善を要する点であるなどといったことを記述する必要があるのが、公立の立場ではないかと思います。

基準1～11で段階判断に該当するのは、満たしているか、満たしていないかであり、その判断をなぜ短期大学に自己評価いただかないのかというのは、短期大学の側から満たしていないという自己評価は無いだろうということであるからです。短期大学に基準1～11においても判断いただくことは差し支えないのですが、自ら満たしてないと言ったら、短期大学として存在するのがおかしいと自分から表明していることになるので、その判断をしていただくことにはなっていないのだと思います。選択的評価基準の方では、分析した結果、この程度だという自己評価があっても良いではないかという意味だと思います。ですから、このままで良いと思います。本来、認証評価機関になるための機関がやるべき行為としても、自己点検評価の分析であり、評価まで含めて分析するように言われています。もちろん、こういう段階的なものにしなくても個々の観点の分析も評価だといえれば評価ですが、そこまで読めば短期大学の側の自己評価という最終的な段階判断があっても良いと思います。ただ、基準1～11において最終的な自己評価をしていただかないというのは、満たしていないという自己評価は、あり得ないだろうということだけだと思います。

文言は、「十分達成している」や「達成している」など、そういうレベルで良いですよ。

はい。誤解を受けないために、短期大学の目的に対する達成だということは、十分わかる表現にしておく必要があります。

委員長 次に、基準ごとの概要の記述についてですが、資料1は5頁、資料2は14頁が該

当するかと思えます。短期大学における自己評価の場合には、基準ごとに各観点の分析を整理し、基準全体に係る自己評価の概要を記述することとしてはどうかというのが、資料1の第2章の5で「基準ごとに観点の分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。概要は当該基準全体の自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために、評価報告書に原則として、原文のまま転載します。対象短期大学においては、そのことに留意の上、記述してください」ということになっております。資料2においては14頁で、第4章の3で「対象短期大学の現況及び特徴」、「目的」、「自己評価の概要」については、各対象短期大学から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載します」と、こういう形にしてみたらどうだろうかということです。特にご異存ないようですので、そういうことで考えていきたいと思えます。

次に、認証評価結果を評価報告書にどう記述するかについてですが、この点については、資料2の14頁の第4章の2と21頁の評価報告書イメージをご覧ください。機構において認証評価結果の一部として、1～11の基準ごとに抽出した優れた点及び改善を要する点を要約したものを精選・整理した上で、評価報告書の認証評価結果に掲出することにはどうかということです。前回委員会の際には、認証評価結果として優れた点等を記述するという議論まで行きませんでした。やはり優れた点というのは特別に抽出し、記述した方が良いのではないかとということです。これもやはり評価の結果というものを、これからの教育等の改善に資するということになれば、やはり優れた点は明記するべきであり、改善点も具体的に記述した方が、短期大学にとっては非常に生産的ではないかと思えますが、評価担当者の負担がより大きくなるという問題もあるかと思えます。

この優れた点及び改善を要する点ですが、これはやはり別々の項目として記述することになりますか。良い点と悪い点を文章で書くのですか。あるいは箇条書きにするのでしょうか。

優れた点はこういった点、改善を要する点はこういった点と分けることになると思えます。

1枚目の認証評価結果のように文章で書くようなイメージにはならないですね。であれば、優れた点というのと改善を要する点というように、分けて記述するとした方がイメージとして分かりやすいと思えます。

優れた点、改善を要する点については評価結果の一部ですので、記述した方が良いと思えます。最初の評価基準を満たしている、満たしていないという記述について、満たして

いる場合は、基準1～11の基準を満たしており評価基準を満たしているという記述になると思いますが、満たしていない場合には、例えば基準3を満たしていないため評価基準を満たしていないなど、その辺の簡単な文章がこれにつけ加わった方が良いと思います。あと、この評価報告書イメージにはありませんが、この認証評価結果の前にこの認証評価というのはどういう評価であるかという説明が、多分来るといえることはあると思います。

おそらく満たしているという場合はこれで良いと思いますが、満たしていないという場合には、例えば基準の何がとかいうことは、多分一番上に必要だろうと思います。

資料1の5頁に「4 優れた点及び改善を要する点の記述」、資料2では7頁に「優れた点及び改善を要する点の抽出」というのがありますが、今まで評価を担当してきた経験からしますと、意外にこれらの点が、評価する側からすると、なかなか出てこないこともあります。したがって、出来るだけ短期大学の特徴を示すために、優れた点や改善を要する点というのは挙げてくださいと、評価担当者をお願いしますが、なかなか出にくいということがあり、これは評価する側で言えば評価作業マニュアルとして、今後また詳細なものを作っていくと思いますが、そのマニュアルに、出来るだけ優れた点等を出していただくよう、何か仕向けるような工夫が必要かと思います。優れた点等は、観点ごとに、この一番上の優れた実施状況であるという判断がつくところから取り上げるというだけでなく、その1つの観点の中にも例えばある学科が特に優れているということも、また、幾つかの観点を合わせて優れていると評価する場合も考えられるので、少しその辺の融通性があるということも、短期大学側と評価担当者に徹底するような工夫が必要かと思いません。

全ての短期大学が出来るかということ、現実にはなかなか難しいと思いますが、やはりこの機構の評価というのは、自分の学校の目的、あるいは、それをもう少しブレークダウンしたさまざまな方針や目標等を、第三者あるいは評価担当者に対して明文化できるということが、評価を受ける大前提であるというように考えると、いろいろなものが非常にすっきりしてくると思います。大前提は目的等がきちんと設定されている短期大学であるということが、評価基準を満たしているという条件の1つであり、それがまた機構の認証評価の特色だろうと思います。

委員長 次に、訪問調査実施要項についてですが、これは訪問調査の目的、実施内容、実施日程、スケジュール等についての検討案です。それから、資料2の9頁以降にも訪問調査の内容等が記載されており、かなり細かい点まで掲げておりますが、これについては、

機構側でもそれほどコンプライトしたものではなく、むしろ本委員会においでの方の先生方に読んでいただいて、ご意見等をいただきたいということです。訪問調査実施要項と資料2の9頁以降の部分とあわせて少しご検討いただきまして、ご意見等ありましたら、事務局にご意見をいただければありがたいと思います。本委員会の場合、私学の先生方と公立の先生方にご参加いただいておりますが、それぞれの立場で違った視点があるかもしれませんが、私学は私学の立場として、公立は公立の立場として、不足することなどありましたら、それを含めてご意見をいただければありがたいと思います。そういったご意見を踏まえまして、できましたらこの次の委員会までに、さらに内容のあるものになりたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願いします。

今回の議論のポイントは大体以上のところであり、今回いただいたご意見等を加え、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項等を修正し、さらにより良いものにして、次の委員会にご提示したいと思います。なお、訪問調査実施要項のみならず、他の点についてもお気づきの点がありましたら、あわせて事務局にご連絡いただければありがたいと思います。

少しテクニカルなことだと思いますが、実施大綱と評価基準では両方とも1頁目で、教育活動を中心とした評価ということが入っていますが、資料1で言うと1頁目ですが、資料1、2に記述されている「評価の内容」というのが、「各対象短期大学の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象に」としか記述されておらず、これだと基準1～11と選択的評価基準とに分ける原理がここに記述されていないことになるので、資料2も同様ですが、その点が明確になるような表現となるよう、例えば教育活動を中心という文言を入れておいた方が良いでしょうと思います。

それから、評価基準の用語解説について、参考資料2の32頁の正規課程の定義ですが、この書き方ですと準学士課程と専攻科課程以外が不明確です。評価基準を作るときの整理では、正規課程とは、学校教育法本法に書いてある組織に基づく教育としたはずですが、したがって、評価基準には、別科がある場合は、準学士課程に準じて扱うと記述されています。正規課程は、学校教育法の本法に規定される組織に基づく教育ということで多分整理が可能だと思いますが、そうすると別科が入ることが明確になります。科目等履修生は設置基準に出てくるだけです。それで整理が出来ていたはずで、確認の上、もしそれで良ければそういう記述にしてください。そうしないと選択的評価基準の正規課程以外の学生に対する教育サービスの状況の方に別科に関する内容を記述されることなどがあると思

ます。そういう意味で通信課程も短期大学のイメージとしては、サービスのように感じるかもしれませんが、これも学校教育法本法に基づく教育であり、通信課程も基準1～11までの範囲で評価するということですので、その点を明確にしてください。

資料2の1頁に実施体制というのがありますが、これは短期大学基準協会等の場合では各短期大学の実施体制への関わり方というのが、かなり具体的に記述されていますが、機構の場合はどうなのでしょう。各短期大学等は評価の実施体制にあまり関わらなくても良いというのが、前提でしょうか。実施体制で、例えば評価部会や運営小委員会等いろいろありますが、そういうものの中に各短期大学そのものは、評価を受ける側ということの基本を考えて、評価する側に参加するメンバーになるのか、ならないのかという問題ですが、いかがでしょうか。

今ご指摘の実施体制のところは、機構でどういう体制で、評価に当たるかということ、大綱等に記述しております。その中での各短期大学の関わりということについては、現職の短期大学の方、また、短期大学の教育研究等に学識を十分お持ちな外部の方々も含めて評価委員会を構成し、委員会、また各評価部会等での審議に参画していただく。その際に、この評価委員会がスタートした時点でお取り決めいただきましたように、現職あるいは退任後間もない対象短期大学のご審議の際には、その方には決議には加わっていただかないということです。そのような取り決めをいただいていますので、そういう意味で個々の具体の機関としてのご参加ということではなく、短期大学の学識経験をお持ちの方に、委員として、あるいは評価担当者としてご参加をいただくということが、関わりということになります。

委員長 ご協力方ぜひお願いいたします。本日の議題は以上です。事務局から、今後のことについて説明願います。

それでは、先ほど委員長からお話ありましたとおり、本日のご議論いただいたポイントだけにかかわらず、幅広くご意見等をいただければと思います。また、訪問調査については、今回初めてご提示させていただいておりますので、その辺についてご意見いただければと思います。それから、資料1の別紙1のデータの例示についても、短期大学関係の先生方のお立場から、ご意見等をいただければと思います。それを踏まえ、次回にまた要項、手引書等を提示させていただきます。そこでおおむねご決定いただければと考えております。次回は10月14日（木）、15時から本日と同じこの会場で開催となりますので、よろしく願います。

委員長 本日は長時間にわたり、ありがとうございました。